申請者様　各位

令和２年３月 10 日
（一財）愛知県建築住宅センター
事業本部

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う完了検査等の扱い(特例措置)について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っているため、納品の遅れにより工期が伸びる事態が生じております。

そのような状況において、当センターでは検査済証等の交付にあたり、国交省並びに住宅金融支援機構の方針に従い、下記の通り取り扱うことといたしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

【対象について】

トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品（以下「トイレ等」という。)が未設置のもの

【一般事務対応について】

◎　建築基準法の完了検査について

- （トイレ等未設置の状態が）軽微な変更に該当する場合は、完了検査申請書の第三面【10.確認以降の軽微な変更の概要】欄に変更内容を記載してください。
  記載内容を確認し検査を実施させていただいた後、変更後の計画に対して検査済証を交付させていただきます。なお、設置後の写真提出は不要です。
- 軽微な変更に該当しない場合は、原則として計画変更確認が必要となりますので、あらかじめ時間に余裕をもってお手続きをお願いします。

◎　フラット35について

- 融資利用者の同意があれば、トイレ等未設置の状態で検査を実施させていただき、トイレ等設置以外の技術基準適合が確認できましたら適合証明書を交付させていただきます。なお、設置後の写真提出は不要とします。
- 特例措置を受ける場合は、住宅金融支援機構の定める「トイレ等の未設置状態における適合証明書交付に関する申出書」及び契約書等(申出書等)を申請書に添付してご提出ください。

※　融資利用者が未定の場合（建売住宅の場合）は、特例措置は適用されませんのでご了承願います。

※　「トイレ等の未設置状態における適合証明書交付に関する申出書」及び詳細は別紙をご覧ください。

◎ 建設住宅性能評価について

- トイレ等の部品が未設置の状態で工事を完了させ、完了検査の申請がされた場合については、検査は速やかに実施しますが、評価書等の発行は、トイレ等の施工完了を写真で確認した後となりますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いします。
- なお、急ぎで評価書等の交付を希望される方については、事業本部評価審査課までご相談ください。

【問い合わせについて】

お問い合わせは下記までお願いします。

◎ 建築基準法の完了検査及びフラット35竣工現場検査に関する問い合わせ先

事業本部　検査課　TEL:052-264-4056

◎ 建設性能評価に関する問い合わせ先

事業本部　評価審査課　TEL:052-264-4052

以上

令和２年３月

住宅事業者のみなさま

独立行政法人住宅金融支援機構

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う建材・設備の
部品供給の停止等への対応に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本国内の建築工事において、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等（以下「トイレ等」といいます。）を納品することが困難な状況が発生しています。

このような状況を受け、トイレ等が未設置の状態において、融資利用者が適合証明書の交付を希望する場合の適合証明手続（下記１）を定めましたのでお知らせします。

この手続は、トイレ等の納品遅延が解消されるまでの間、実施するものとします。

なお、**本取扱いが適用された場合、トイレ等が未設置の状態で返済が開始することになりますので、消費者保護の観点から次の確認事項（下記２）のすべてについて融資利用者が了承し、「トイレ等の未設置状態における適合証明書交付に関する申出書」（以下「申出書」といいます。）を適合証明検査機関に提出できる場合に限り実施することとなりますことを、念のため申し添えます。**

具体的な手続につきましては、竣工現場検査・適合証明を申請する適合証明検査機関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

１　トイレ等未設置住宅の適合証明手続の流れ

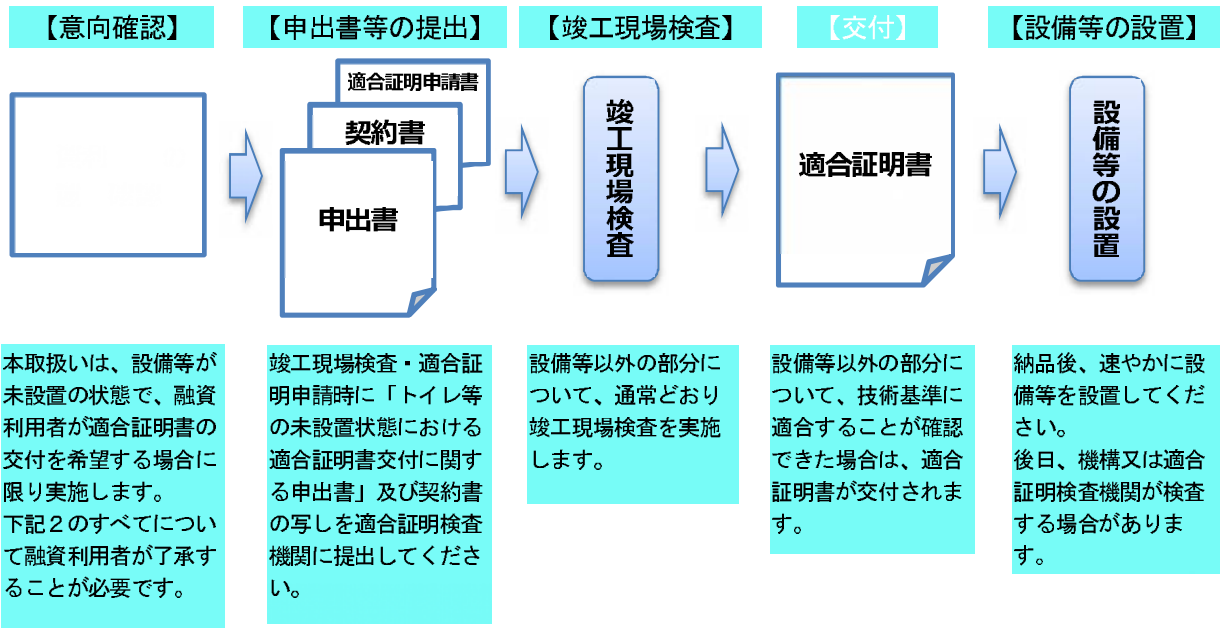

２　融資利用者確認事項

⑴　トイレ等の設置工事が完了する前において、適合証明検査機関から適合証明書が交付され、また、これに基づき取扱金融機関がフラット３５の融資を実行し、金銭消費貸借契約に基づきフラット３５の返済が開始されること。

⑵　工事請負業者（販売事業者を含みます。以下同じ。）が資金を代理受領する場合にあっては、フラット３５の融資実行に伴い、工事請負業者に融資金の全額が交付されること。

⑶　未設置のトイレ等について、納品され次第、速やかに設置すること。

⑷　トイレ等が未設置のまま住宅ローンが実行されたことに起因して発生したトラブルについては、全て融資利用者と工事請負業者で解決すること。

⑸　適合証明検査機関が追加の調査、現場検査等の必要があると認めた場合は、これに協力すること。

⑹　請負契約書又は売買契約書（以下「契約書」といいます。）の写しを適合証明検査機関に提出すること。

３　適合証明手続の取扱い

⑴　竣工現場検査・適合証明の受付時に必要な追加提出書類

次の書類を追加で提出してください。なお、それ以外は、通常時の竣工現場検査・適合証明と同様です。

ア　申出書（別紙）

イ　契約書の写し：融資利用者氏名と契約書の契約者氏名が一致していること。

⑵　適合証明書の交付条件

以下の事項を適合証明検査機関で確認できた場合のみ適合証明書が交付されます。

ア　検査済証が交付されていること。

イ　トイレ等の設置以外の全ての技術基準に適合していること。

（別紙）

記入日　令和　　年　　月　　日

トイレ等の未設置状態における適合証明書交付に関する申出書

独立行政法人住宅金融支援機構　御中

融資利用者氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	印
連帯債務者氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	印
工事請負業者名 （販売事業者名）	ﾌﾘｶﾞﾅ	印
	（代表者）	

適合証明検査機関名	

取扱金融機関名	

私どもが適合証明検査を申請する住宅については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等（以下「トイレ等」といいます。）の部品の供給が滞っていることから、現時点においてもトイレ等が未設置の状態となっております。

つきましては、下記事項を誓約しますので、トイレ等が未設置の状態で適合証明書を交付していただきますようお願いします。

記

1　融資利用者（連帯債務者を含みます。以下同じ。）は、トイレ等の設置工事が完了する前において、適合証明検査機関から適合証明書が交付され、また、これに基づき取扱金融機関がフラット３５（フラット３５パッケージを含みます。以下同じ。）の融資を実行し、金銭消費貸借契約に基づきフラット３５の返済が開始されることについて了承します。

2　工事請負業者（販売事業者を含みます。以下同じ。）が資金を代理受領する場合にあっては、融資利用者は、フラット３５の融資実行に伴い、工事請負業者に融資金の全額が交付されることを了承します。

3　私どもは、未設置のトイレ等について、納品され次第、速やかに設置いたします。

4　トイレ等が未設置のまま住宅ローンが実行されたことに起因して発生したトラブルについては、全て私どもで解決します。

5　私どもは、本申出書及びその写しについて、独立行政法人住宅金融支援機構及びフラット３５の手続を進めている取扱金融機関に提供されることを了承します。

6　私どもは、適合証明検査機関が追加の調査、現場検査等の必要があると認めた場合は、これに協力します。

以上